

番号	制度名
防衛省	
防衛01	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
防衛02	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
防衛03	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
防衛04	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【防衛01】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについて、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用及びその強制力を背景とした買取りに伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りの必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要があると考えている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

○ 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。

○ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

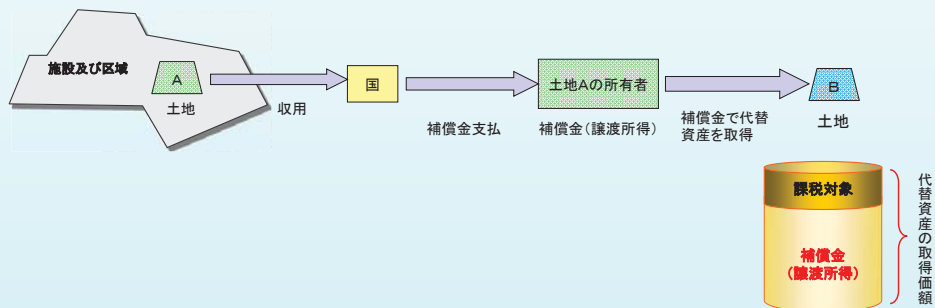
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の特例。

(別添)

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

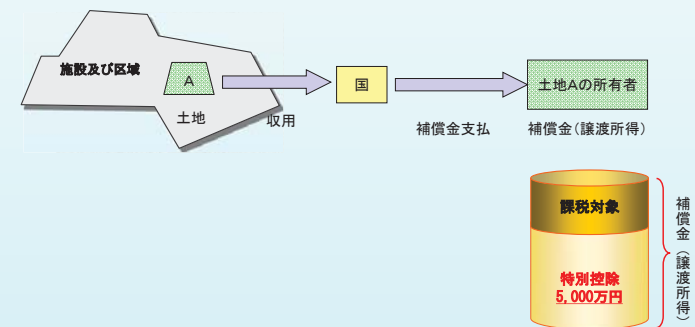
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりの土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりの土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

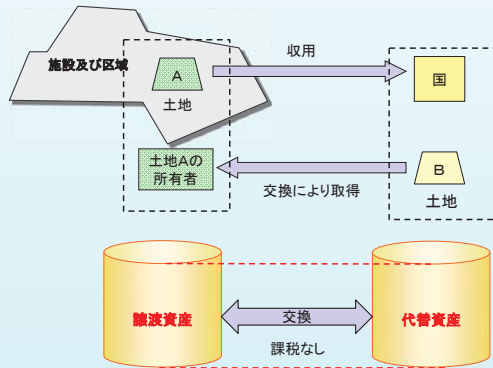
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

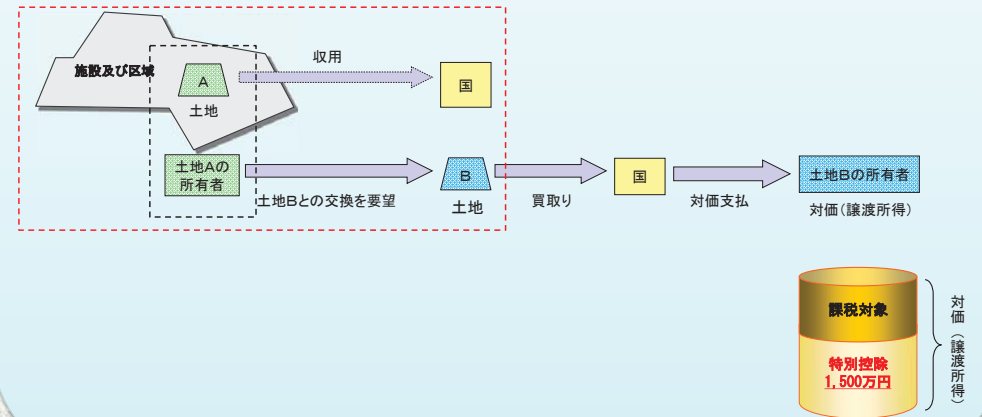
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用される時に、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



		租税特別措置等に係る政策の事後評価書	
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金を取得し、その補償金等により代替資産の取得をした場合、個人にあっては、取得した補償金等の額がその代替資産の取得価額以下であるときは、その譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡益の額(圧縮限度額)の範囲内でその代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条、第33条の5、第33条の6、第64条、第64条の2、第68条の70及び第68条の71</p>	
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室	
4	評価実施時期	平成24年7月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	①	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我</p>

			<p>が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1(a) ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度) ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 我が国の安全保障の目標 ①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義)： 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築</p> <p>防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策(広義)： 関係機関や地域社会との協力の推進</p> <p>施策(狭義)： 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、</p>

			並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	○ 過去の実績：国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用においては、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏るものではない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) — 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) — 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抄）

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（抄）

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

【防衛01】

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

I 計画の方針

- 5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

【防衛02】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについて、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用及びその強制力を背景とした買取りに伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りの必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要性があると考えている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取りについては、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否か等にかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、実績を所期の目標値との比較は行っていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

譲渡価格（買収費）×95%（取得費（土地の場合、買い入れたときの購入代金や購入手数料などの合計額）による減）×税率＝税額

[平成21年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

譲渡価格（311百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）＝44百万円（A）

個人（短期）

譲渡価格（11百万円）×95%（取得費による減）×30%（税率）＝3百万円（B）

法人

譲渡価格（1,243百万円）×95%（取得費による減）×30%（税率）＝354百万円（C）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（311百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（273百万円）]×15%（税率）＝3百万円（A'）

個人（短期）

[譲渡価格（11百万円）×95%（取得費による減）（千円）－控除額（5千万円限度）（10百万円）]×30%（税率）＝0千円（B'）

法人

[譲渡価格（1,243百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（50百万円）]×30%（税率）＝339百万円（C'）

（減収額）

$(A+B+C) - (A' + B' + C') = 59$ 百万円

[平成22年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

譲渡価格（860百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）＝123百万円（A）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（860百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5千万円限度）（638百万円）]×15%（税率）＝27百万円（A'）

（減収額）

$(A) - (A') = 96$ 百万円

[平成23年度分]

（適用前の課税額）

個人（長期）

【防衛02】

譲渡価格（761 百万円）×95%（取得費による減）×15%（税率）＝108 百万円（A）

（適用後の課税額）

個人（長期）

[譲渡価格（761 百万円）×95%（取得費による減）－控除額（5 千万円限度）（425 百万円）]×15%（税率）＝44 百万円（A'）

（減収額）

（A）－（A'）＝64 百万円

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

国はこれまで、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用を確保し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を確実に履行し、我が国の安全及び極東における国際の平和及び安全の維持を図ってきているところである。

このため、本点検期間（平成 21 年度～平成 23 年度）においては、国による駐留軍の用に供する土地等の権原を取得するため 54 件の土地の買収を行う必要が生じ、その全てを円滑に完了することができている。

当該買収における本租税特別措置の適用実績は 46 件となっており、適用のなかった 8 件については、相手方が地方公共団体や同一土地所有者等で従前に同様の租税特別措置を受けたことのある者等、いずれも国の他の制度との整合性から当初から適用を除外することとしていたものであることから、点検期間中においては、本制度上予定していた全ての買収事案に当該租税特別措置が適用されているところである。

国としては、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得が必要となった段階で、土地所有者等が望む場合には、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるよう措置することが、当該権原の取得の円滑化に資するとして措置してきたことに鑑みれば、制度の対象と想定していた全ての買収事案において本租税特別措置が適用されたことは、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に相応の貢献があったものと考えており、引き続きこの制度を維持することが、今後の買収等を円滑に行う上で必要不可欠なものであると考えている。

よって、本租税特別措置については、③において述べたように、目標である駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に個別具体的にどの程度の効果があったかということ測定するための指標を設けることは、その性格から馴染まないものと考えており設定していないが、上記の適用実績についても、その適用が最終的に相手方である土地等の所有者の裁量に委ねられており、当該買収の成否や円滑化に直ちに連動しているものではないことから、あくまでも適用の実績を示す数値に止まり、当該目標の寄与度を示す指標となり得るものではないことから、実績数値による寄与度等の判定は特に行っていない。

なお、本租税特別措置の適用を選択した土地等所有者個人に対する効果を示すとすれば、平成 21 年度～平成 23 年度実績（46 件）3,027 百万円の譲渡所得に対し、租税特別措置により 219 百万円の課税を免除したところである。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

防衛省の政策目的は、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全等を確保し国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている中で、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには必要不可欠であり、我が国の安全等に寄与するため、日米安保条約等において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許されている旨規定されているため、駐留軍の用に供する必要な土地等の権原を取得することとしている。このように、政策目的を果たし、条約の義務を履行するということは、我が国の平和のみならず、極東の平和にも寄与することとなるということと、本租税特別措置により一定の税収減が生じることを比較考量すれば、税収減を是認するに至る効果を有するものであることは明白であると考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から 5,000 万円を控除する特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

○ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

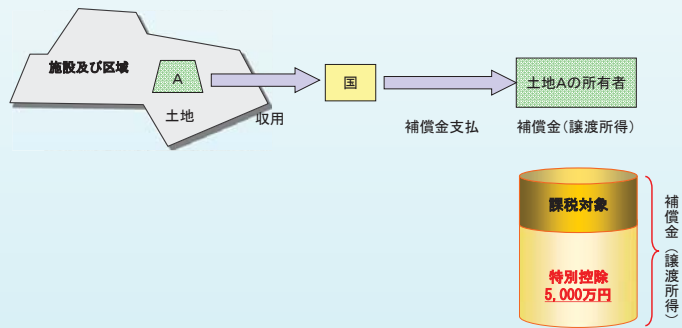
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から 1,500 万円を控除する等の特例。

(別添)

収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

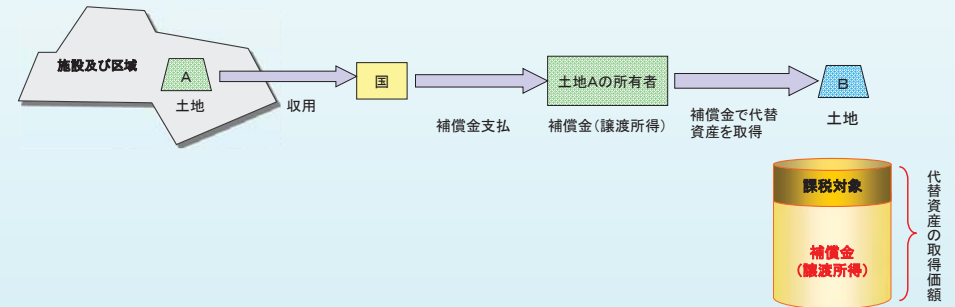
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

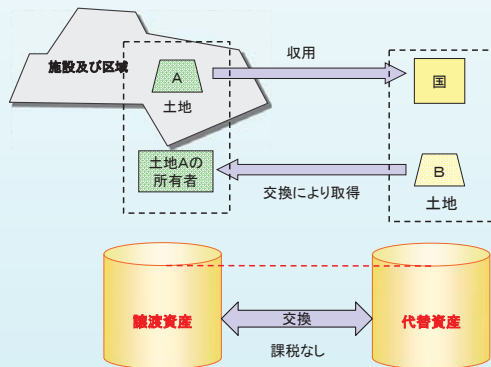
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりの土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりの土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

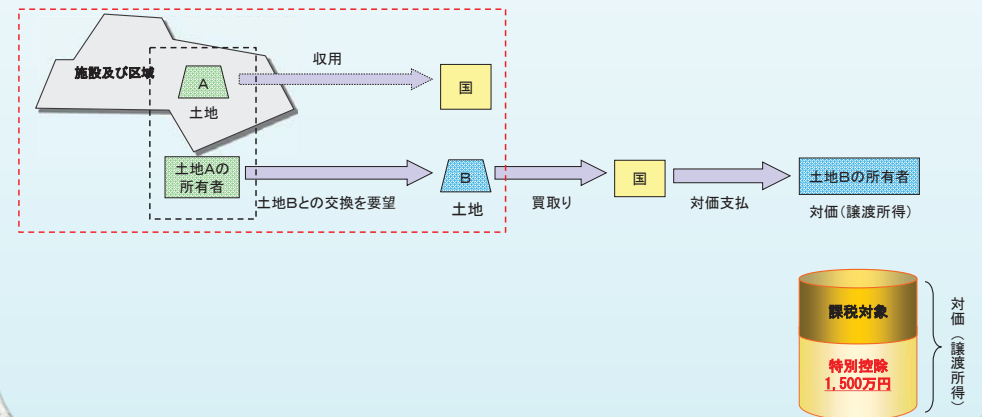
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるときに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書		
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。)において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。)に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 控除の内容 駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は取用され、土地等の所有者が補償金等を取得した場合、個人にあっては、租税特別措置法第33条又は第33条の2の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り譲渡所得から5,000万円を特別控除し、法人にあっては、租税特別措置法第64条等の規定の適用を受けないとき等の一定の要件を満たす場合に限り、5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4、第65条の2、第68条の73</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和28年創設</p> <p>昭和38年改正 特別控除額:700万円に引き上げ</p> <p>昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ</p> <p>昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ</p> <p>昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ</p> <p>平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p>

			<p>る。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1(a) ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度) ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標: 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義): 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持 施策(広義): 関係機関や地域社会との協力の推進 施策(狭義): 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達</p>

【防衛02】

			成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等	<p>○ 過去の実績</p> <p>国による買収に係る適用数については、 平成21年度 10件（個人：9件、法人：1件） 平成22年度 24件（個人：24件） 平成23年度 12件（個人：12件）</p> <p>なお、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用に係る適用については、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。</p> <p>○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>※データは、平成24年7月、防衛省地方協力局施設管理課用地取得室で作成</p>
		② 減収額	<p>○ 過去の実績</p> <p>国による買収に係る減収額については、 平成21年度 5,900万円（個人：4,400万円、法人：1,500万円） 平成22年度 9,600万円（個人：9,600万円） 平成23年度 6,400万円（個人：6,400万円）</p> <p>※1 減収額は、個人については、5,000万円（譲渡価格が5,000万円に満たない場合はその額）×取得費95%×税率15%（短期譲渡所得に該当するものは30%）、法人については、5,000万円（譲渡価格が5,000万円に満たない場合はその額）×取得費95%×税率30%の減収があったものとして算出</p> <p>※2 データは、平成24年7月、防衛省地方協力局施設管理課用地取得室で作成</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 （分析対象期間：平成21年度～平成23年度） 国による買収により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することができたことから、施設及び区域の安定的な使用が確保され、駐留軍に施設及び区域を提供することができた。このことから、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行したこととなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与した。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 （分析対象期間：平成21年度～平成23年度） 本租税特別措置が適用されることにより、国による買収により駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることができた（平成21年度～平成23年度：46件）。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 （分析対象期間：平成21年度～平成23年度） 本租税特別措置により、国による買収によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得したことで施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行することができた。このことから、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与しており、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有している。</p>

	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抄）

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（抄）

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は取用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的な措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

【防衛03】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得について、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用に伴い生じた代替資産を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得の必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要性があると考えている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例

を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

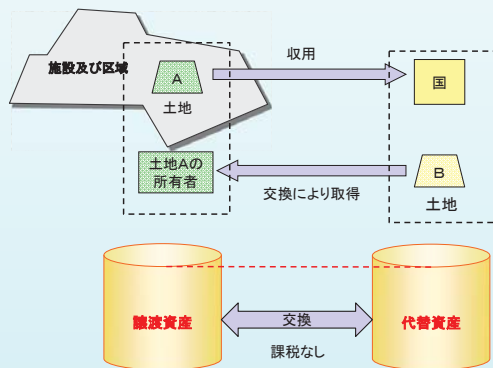
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の特例。

(別添)

交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

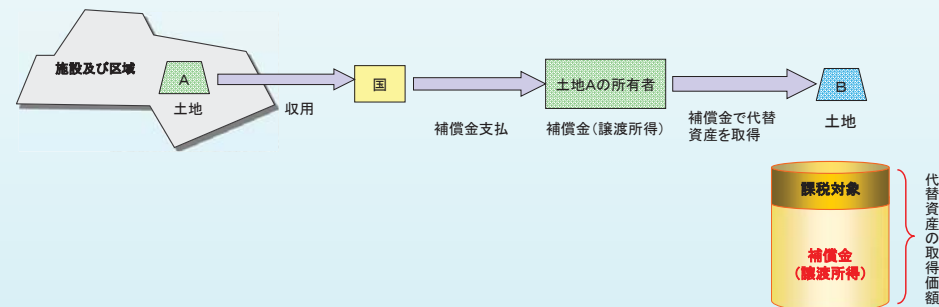
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

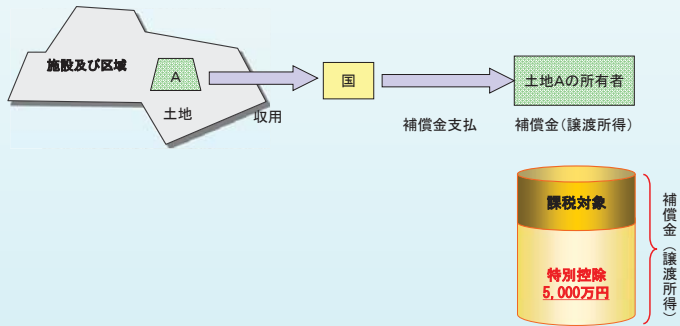
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりに土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりに土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

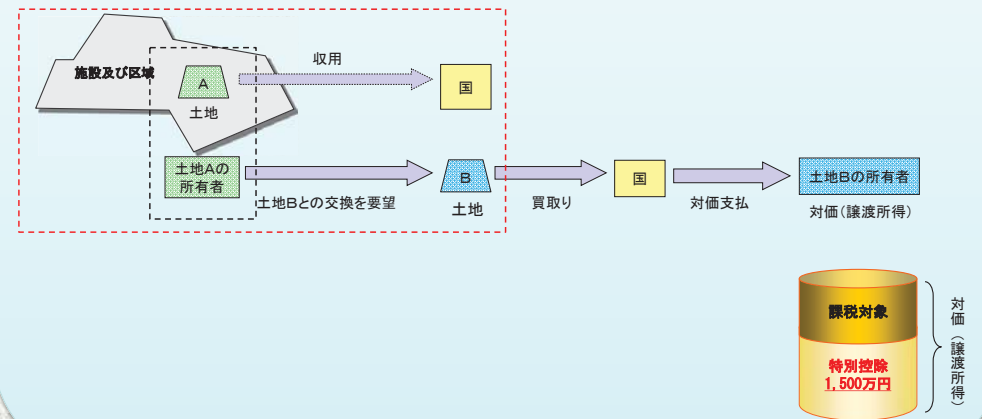
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるときに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (国税) (法人税：義、所得税：外)
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき取用され、個人又は法人の土地等が交換処分等されたことにより、当該資産と同種の資産を取得する場合、個人にあっては、取用、買取り又は交換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（圧縮限度額）の範囲内でその交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の2、第65条、第68条の72</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、</p>

		<p>日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1（a） ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度） ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
②	政策体系における位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企第3761号。23.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 我が国の安全保障の目標 ①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献）を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策（狭義）： 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策（広義）： 関係機関や地域社会との協力の推進 施策（狭義）： 基地周辺対策の推進（補償の実施等を含む。）</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 駐留軍用地特措法に基づく取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 駐留軍用地特措法に基づく取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	○ 過去の実績：駐留軍用地特措法に基づく収用において、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、駐留軍用地特措法に基づき収用される場合の土地等の所有者(個人又は法人)であり、特定の者に偏るものではない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(抄)

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の権原の取得について、課税の特例を設けているものであるが、これは、土地収用法において、強制的な収用・使用に伴い生じた収入金を対象に、一定の課税の特例を設けられていることとの公平の観点から整合性を図ることで、もって駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めることを目標として設定しているものである。

一方、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し、目標値を設定しておくことは困難である。

このため、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置してきたところであり、適用実績はないものの、これまでのところ所期の目標は達成できていると考えている。

また、今後も、その時々々の必要性から、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得の必要が生起することが予想されることから、公平性の観点から引き続き土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例が適用されるように措置する必要があるものである。

以上のことから、本租税特別措置は、今後とも存続させる必要があると考えている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合に、常に土地収用法と整合性を保った税制特例を適用されるように措置することが、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得の円滑化に資するとの観点から設けている措置であることから、本租税特別措置が個別具体的に円滑化にどの程度の効果があったということを測定するための指標を設けることは、性格的に馴染まないものと考えている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得については、専ら駐留軍の必要性、当該土地等の所有者が任意の権原取得に応じるか否かにかかっていることから、あらかじめ計画性を持って把握し目標値を設定しておくことは困難であり、所期の目標値との比較は行っていない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置は、これまで適用条件を満たす実績がなかったことから、税収減は生じていない。しかしながら、駐留軍用地特措法に基づく土地等の権原の取得及びその強制力を背景とした買取り事例が生じた段階で、土地等の所有者が望む場合は、常に土地収用法と整合性を保った税制特例

を適用されるように措置してきたところであり、制度の存在自体に意義があることから、所期の目標に一定の効果はあったものと考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国により収用の対償に充てるため買い取られた場合、譲渡所得から1,500万円を控除する等の課税の特例である。

他の租税特別措置としては、以下のものがある。これらの租税特別措置は、国による権原取得の際の方法及びこれに対する土地所有者の対応に応じて、種々の課税の特例を設けているものであり、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めようとするものである。

したがって、これらの租税特別措置は、同様の政策目的に資するものであるが、個々の租税特別措置については、適用される条件が異なっており、その役割を異にするものである（別添参照）。

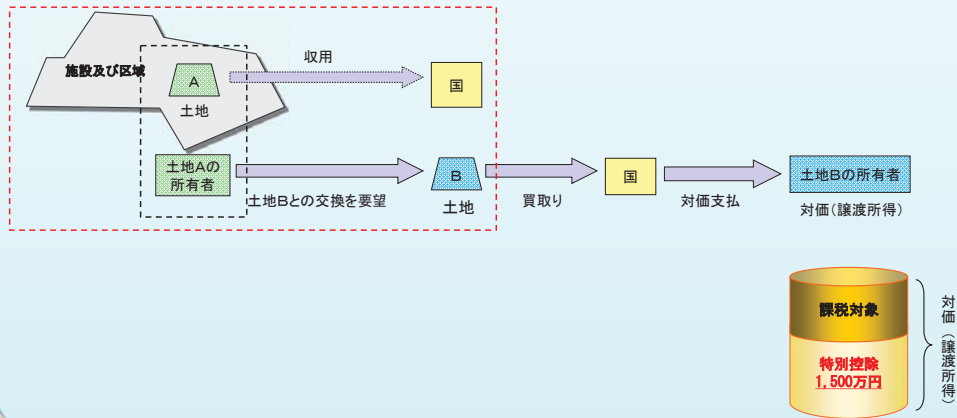
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金で代替資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国による土地等の買収、使用又は収用に伴い、所有者が取得した補償金を取得した場合、一定の要件を満たす場合に限り、譲渡取得から5,000万円を控除する特例。
- 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国により収用され、交換処分等されたことにより、同種の資産を取得した場合、譲渡がなかったものとみなす等の課税の特例。

(別添)

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

【例】

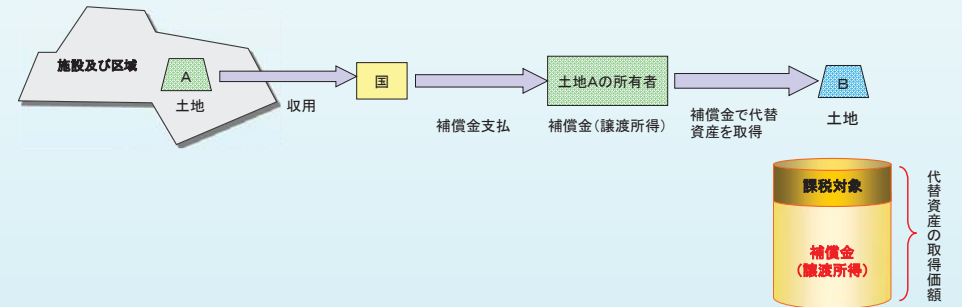
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用されるときに、土地Aの所有者が、土地Aの代わりに土地として土地Bとの交換を要望しました。土地Bは、個人の所有する土地であったので、国は、土地Aの対価に充てるため、土地Bを買取りました。この場合において、土地Bの所有者が、国から受け取った対価（譲渡所得）から1,500万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

【例】

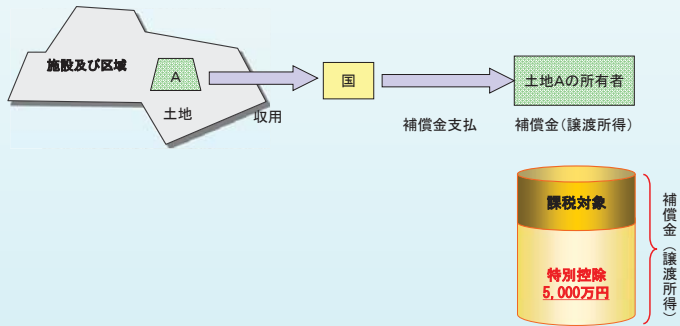
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取り、この補償金（譲渡所得）で土地Aの所有者は、代わりに土地B（代替資産）を取得しました。この場合において、その補償金（譲渡所得）の額が、代わりに土地を取得した際に要した費用（代替資産の取得価額）以下であるときは、その補償金（譲渡所得）には課税されません。



収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除

【例】

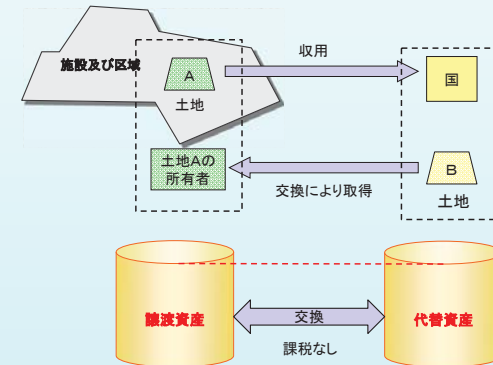
個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者は国から補償金（譲渡所得）を受け取りました。この場合において、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の規定の適用を受けないときは、一定の要件を満たす場合に補償金（譲渡所得）から5,000万円が控除され、残余の部分が課税対象となります。



交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

【例】

個人の所有する土地Aが、駐留軍の用に供する土地として、駐留軍用地特措法に基づき収用され、土地Aの所有者が、土地A（譲渡資産）の代わりに土地として国の所有する土地B（代替資産）を交換により取得（いわゆる現物補償）しました。この場合において、交換により取得した土地B（代替資産）については課税されません。



租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。</p> <p>このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は取用され、個人又は法人の土地等が取用の対償に充てるため買い取られた場合、個人にあつては、その譲渡所得から1,500万円を控除、法人にあつては、その譲渡所得から1,500万円を損金の額に算入する等の特例措置である。</p> <p>○ 関係条文 租税特別措置法（昭和33年法律第26号）第34条の2、第65条の4、第68条の5</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局施設管理課用地取得室
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年創設 昭和50年改正 1,500万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。</p> <p>これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施</p>

		<p>設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保することが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日米安保条約第6条 ○地位協定第2条1（a） ○駐留軍用地特措法第1条 ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱 ○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度） ※規定の内容の抜粋については、別紙参照</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企第3761号。23.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 我が国の安全保障の目標（①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献）を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策（狭義）： 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策（広義）： 関係機関や地域社会との協力の推進 施策（狭義）： 基地周辺対策の推進（補償の実施等を含む。）</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	○ 過去の実績：駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用において、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 ○ 本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、駐留軍用地特措法に基づき使用又は取用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏るものではない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成21年度～平成23年度) 本租税特別措置により、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置により税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、駐留軍用地特措法に基づく使用又は取用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

(別紙)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)

(昭和35年条約第6号)

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)

(昭和35年条約第7号)

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(抄)

(昭和27年法律第140号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供する土地等の使用又は取用に関し規定することを目的とする。

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

○中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

I 計画の方針

5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

5 防衛力の能力発揮のための基盤

(6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

